

2020年5月7日

医労連

永島 達哉 殿

千歳会労働組合

委員長 内山 美和子 殿

首都圏青年ユニオン連合会  
執行委員

### 千葉県医労連 SNS への抗議

先日からの貴組合の旧態依然の違法な主張により、賢明な千歳会の職員の方々は首都圏青年ユニオン連合会と貴組合とを比較し、その結果、首都圏青年ユニオン連合会に続々と加入してきております。具体的には、貴組合は千歳会全体の18%程度の少数組合ですが、首都圏青年ユニオン連合会は現時点で全体の50%程度にまで加入率を伸ばしてきております。首都圏青年ユニオン連合会の組合員が間もなく千歳会全体の4分の3に達するため、その際には首都圏青年ユニオン連合会が団体交渉で締結した労働協約が全体に及ぶこととなります。

さて、貴組合は、永島達哉名義の Facebook において「【首都圏青年ユニオン連合会（首都圏青年ユニオンではない！）は労働組合に非ず2】徹底した正体隠し」と題する投稿を行い、当方からの抗議にもかかわらず、重ねて首都圏青年ユニオン連合会の組合員のプライバシーを暴くような記事を掲載し、組合員の生活を恐怖に陥れています。一定の社会的影響力を持った団体が、一度会った相手の氏名をインターネットで検索する等調査をし、これとこれが同一人物ではないか等と書き立てることが相手を如何に追い詰め恐怖させることか想像が及ばないのでしょうか。貴組合と 〇〇 〇〇 の接点は確かに団体交渉にあります。貴組合が現に行っているのは団体交渉や団体行動の枠を超えた 〇〇 〇〇 個人に対する威圧行為に過ぎません。団体交渉がうまくいかないからといって団交事項とは全く異なる、会社担当者を貶めるような違法な主張を繰り返すことは、労働者を保護すべき労働組合が行うべき活動ではなく、労働組合として法令上の保護を受ける対象となるものでもありません。

貴組合は、「 〇〇 〇〇 」と「 〇〇 〇〇 」とが同一人物であるか否かにこだわるようなので念のため申し上げますが、この件に関し当組合が否定することで、今後否定しないことを以て肯定と捉えられるケースが出てきてしまう恐れがあるため、本件についてもこれについては言及することはありません（個人情報及びプライバシーを保護する団体であれば当然周知徹底されている対応かと思えます。）。

そもそも、労働組合が労働者の加入を認める場合、労働者の本名、生年月日等について、

戸籍謄本やマイナンバー等の確認をすることは何ら求められておりません。この趣旨は、労働組合と組合員は、利益が相反するような契約関係ではなく、労働組合は組合員を常に保護する立場にいないからではないからです。近時、香港でも、マスクをして声をあげる活動がなされたように、従前の労働組合の活動に対する企業側の忌避感から、組合活動をしていることが次の職場の事実上の障害になってしまう場合は、残念ながら、多々あります。つまり、現実的に、労働組合活動をするにあたって、個人を特定されることを嫌う方は多数存在しています。また、労働組合活動だけではなく、雇用契約においても、労働者は生活の糧を得るため、会社の承諾を得て、通称で勤務している方も多く存在します。貴組合のように、何年経ってもフォロワーが50人にも満たないような労働組合では想像も出来ないのですが、労働者の中には個人的な事情を抱えている方もおります。労働組合はそのような方の背景や特別の事情について、身を盾にしてでも守るのが当然の使命です。しかし、貴組合は、誰が作ったかもわからないフェイスブックアカウントを見つけ、そのアカウントと顔が似ているから新聞に載せるような、非常に低次元で、労働組合としての活動を完全に外れた発言ばかりを繰り返しています。そのような個人の情報を詮索し正誤構わず公開の場で主張するような態度で、個人的な事情を抱えた方が安心して加入できるのでしょうか。現に、首都圏青年ユニオン連合会には、労働組合費が無料であるため、生活に困窮している方、過去にいじめにあった方、DVにあった方、犯罪被害にあった方、LGBTの方々など色々な環境の方が加入されています。労働組合は、このように思想の違い、宗教の違い、性別等に拘わらず、憲法の権利を適切に行使できる団体であるべきです。

他方で、貴組合は、組合員から非常に高い組合費を取っているながら、首都圏青年ユニオン連合会からの法律上の誤りの指摘に関しては回答すら出来ず、敵わないと思った途端、悪質なストーカーのように首都圏青年ユニオン連合会の組合員と首都圏青年ユニオン連合会を執拗に調べている有様です。実際に、貴組合の法令に関する知識は大きく欠如していることは明らかで、今回貴組合が指摘してきた首都圏青年ユニオン連合会の所在地の問題についても、添付のように移転登記はだいぶ前に適切に完了しております。同じ法人格を持つ労働組合として、今後はもう少し、法令や登記の仕組み等を調べてから事実を掲載するよう強く求めます。貴組合のように法令すら何も知らない状況で、団体交渉などうまく出来るわけがなく、また労働者の権利を保護できるはずもありません。

まずは、事実と異なる掲載は直ちに削除し、首都圏青年ユニオン連合会があたかも実体のない団体かのように記載したことについて謝罪文を掲載するよう本書を以て請求いたします。

また、登記簿謄本さえ取得できず、読むことができない貴組合の永島氏がこれまで不要に費やしたと思われる膨大な調査費用、膨大で無意味な時間、高額な人件費に関しては、組合員に対して誠実に説明した上で謝罪し、これまで無駄に使用した組合費を千歳会の組合員の方々に誠実に返還する等の対応を取るべきではないでしょうか。

最後に、繰り返しになりますが、貴組合の単なる嫉妬心と法令の不知から出来上がって

る記事が、仮に、他の企業を誤解させ、その結果、首都圏青年ユニオン連合会が要求している事件の団体交渉等に影響が出てしまった場合、労働者に不利益が生ずることになります（もちろん貴組合の主張内容が誤っていることを説明することは十分可能ですが、交渉事項を脱線し説明を要する点で労働者の権利実現が遅れる可能性があります）。何の法的根拠もない違法な行為を繰り返すのではなく、また組合費を使うことばかり考えるのではなく、真正面から堂々と組合費を無料にする等して、労働者目線に立った組合運営を考えてみてはいかがでしょうか。

首都圏青年ユニオン連合会は、貴組合に対しても、労働組合としての基本的な心構え、適切な運営方法、基本的人権の尊重、登記簿謄本の読み方等まで教えることも惜しみません。共に組合費無料の世界を目指していきたいと思っております。

首都圏青年ユニオン連合会事務局✉

[@free-union.](mailto:@free-union)